

令和3年3月4日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴口 里則  
[公 印 省 略]

## 高齢者施設への新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種を行う 体制の構築の改正について 他（ご連絡）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
厚生労働省より、下記の通知ならびに事務連絡が発出されましたので、資料を添付しご連絡申し上げます。

当協会は、新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種について、当協会を含む8団体の連名による要望書を菅義偉総理大臣に提出するなど、在宅系サービス介護事業所従事者も優先接種されるよう要望して参りました。「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」の通知改正により、市町村の判断によって、条件に該当する場合は、居宅介護支援を含む在宅系サービス介護事業所の従事者についても、優先接種の対象に追加されました。詳細は、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方」の別紙補足資料「居宅サービス事業所等の従事者への接種について」に記載されています。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

### 記

○高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について（改正）

※改正前の通知は、令和3年2月1日付「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（日介支専協第2-0335号）でお送りしています。

○高齢者施設等における唾液検体の採取方法について

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
事務局 木村能子 担当 佐藤里美  
東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階  
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778  
E-mail soumuka@jcma.or.jp